

# 「ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金」について

秋田県では、離婚後のひとり親家庭における子どもの健やかな成長・発達を支援するため、養育費の取り決め・確保の手続きに要する費用を助成します。（事業は、予算の範囲内での実施となります。）

- 支給を希望される方は、以下に記載の手続き方法等を御確認いただき、申請してください。
- 申請書の書き方、必要書類、提出方法など、ご不明な点がございましたら、秋田県 地域・家庭福祉課 家庭福祉班（TEL 018-860-1344）へお問い合わせください。

## 「③未払い養育費に係る強制執行申立てに要する費用」に関する助成内容等

### ◆支給要件◆

- 裁判所から**債権差押命令正本が届いてから1年以内**に申請を行うこと。
- 申請者の方が、
  - ・申請日時点で秋田県内に居住していること。
  - ・過去に同一の児童を対象として、支給対象経費に関する給付金（他自治体が支給したものを含む）を支給されていないこと。
  - ・未払い養育費に係る強制執行申立てを行い、それに要する費用を負担すること。
  - ・養育費の取決めに係る債務名義を有し、かつ、対象となる児童を扶養していること。

### ◆支給対象経費◆

申立てに要する費用のうち、次の費用の合計額。

- ・収入印紙代、戸籍謄本等の添付書類取得費用、公的機関が求めた連絡用の郵便切手代
- ・弁護士費用

**※強制執行申立ての結果、弁護士費用以外の部分について債務者から支払いを受けた場合は、当該費用の支払いは行いません。**

### ◆支給金額◆

支給対象経費の全額（最大6万円）。

### ◆支給申請等の手続き◆

「支給申請書」と「添付書類」をご提出ください。（**提出方法・受付窓口は裏面**に記載しています。）

### ※必要な「添付書類」

- 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本（申請日から6ヵ月以内に発行されたもの、写し可）
- 申請者の現住所が確認できる書類（住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、運転免許証など）
- 支給対象となる経費の領収書等、支給申請額の金額及び内訳等が分かるもの（申請者本人が負担するものに限る。）  
(例) ・弁護士が発行する領収書、もしくは見積書。
  - ・法テラスによる弁護士費用等の立替えを利用の場合、「代理援助契約書」及び「決定書」の写し。  
**（立替金の償還が「猶予」または「免除」となる場合は、支給対象となりません。）**
- 地方裁判所に申立てをした「申立て書類一式（債権差押命令申立書、当事者目録、請求債権目録）の写し」
- 養育費の取決めを交わした文書の写し（公正証書、調停調書、審判書、確定判決など）
- 強制執行申立ての結果が分かる書類（債権差押命令正本の写し）
- 支払先の指定口座「通帳」の写し（金融機関名、支店名、口座種別（普通、当座、貯蓄など）、口座名、口座番号が確認できる状態での写し）

※支給申請書の様式など、詳細については、

秋田県公式ウェブサイト「**美の国あきたネット**」に掲載しています。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/59286>

(美の国秋田ネット 養育費)



### 【制度に関するお問い合わせ先】

秋田県健康福祉部 地域・家庭福祉課 家庭福祉班 TEL 018-860-1344

秋田県ひとり親家庭等養育費確保支援事業給付金

支給申請書の提出方法・受付窓口について

次の中から都合のよい方法・窓口をお選びいただき、支給申請書・添付書類を提出してください。

◆郵送の場合◆

| あて先                       | 所在地                                     | 電話番号         |
|---------------------------|---|--------------|
| 秋田県庁 地域・家庭福祉課<br>家庭福祉班 あて | 〒010-8570<br>秋田市山王四丁目1-1<br>秋田県庁 本庁舎 2階 | 018-860-1344 |

◆ご持参の場合◆

◎秋田県内全ての居住地に対応

|             | 名称                       | 所在地                                     | 電話番号         | 受付時間         |
|-------------|--------------------------|---|--------------|--------------|
| 全<br>県<br>域 | 秋田県庁 地域・家庭福祉課<br>家庭福祉班   | 〒010-8570<br>秋田市山王四丁目1-1<br>秋田県庁 本庁舎 2階 | 018-860-1344 | 平日8:30~17:15 |
|             | 秋田県ひとり親家庭<br>就業・自立支援センター | 〒010-0922<br>秋田市旭北栄町1-5<br>秋田県社会福祉会館 5階 | 018-896-1531 | 平日8:30~17:00 |

◎申請者が居住する市町村を管轄する福祉事務所

|                            | 名称                         | 所在地                           | 電話番号         | 管轄区域             |
|----------------------------|----------------------------|-------------------------------|--------------|------------------|
| 市<br>福<br>祉<br>事<br>務<br>所 | 秋田市福祉事務所                   | 〒010-8560<br>秋田市山王一丁目1-1      | 018-888-5690 | 秋田市              |
|                            | 能代市福祉事務所                   | 〒016-8501<br>能代市上町1-3         | 0185-89-2947 | 能代市              |
|                            | 横手市福祉事務所                   | 〒013-8601<br>横手市中央町8-2        | 0182-35-2133 | 横手市              |
|                            | 大館市福祉事務所                   | 〒017-8555<br>大館市字中城20         | 0186-43-7054 | 大館市              |
|                            | 男鹿市福祉事務所                   | 〒010-0595<br>男鹿市船川港船川字泉台66-1  | 0185-24-9117 | 男鹿市              |
|                            | 湯沢市福祉事務所                   | 〒012-8501<br>湯沢市佐竹町1-1        | 0183-78-0166 | 湯沢市              |
|                            | 鹿角市福祉事務所                   | 〒018-5201<br>鹿角市花輪字下花輪50      | 0186-30-0235 | 鹿角市              |
|                            | 由利本荘市福祉事務所                 | 〒015-8501<br>由利本荘市尾崎17        | 0184-24-6319 | 由利本荘市            |
|                            | 潟上市福祉事務所                   | 〒010-0201<br>潟上市天王字棒沼台226-1   | 018-853-5314 | 潟上市              |
|                            | 大仙市福祉事務所                   | 〒014-8601<br>大仙市大曲花園町1-1      | 0187-63-1111 | 大仙市              |
|                            | 北秋田市福祉事務所                  | 〒018-3392<br>北秋田市花園町19-1      | 0186-84-8778 | 北秋田市             |
|                            | にかほ市福祉事務所                  | 〒018-0492<br>にかほ市平沢字鳥ノ子淵21    | 0184-32-3040 | にかほ市             |
| 仙北市福祉事務所                   | 〒014-0392<br>仙北市角館町中菅沢81-8 | 0187-43-2280                  | 仙北市          |                  |
| 県<br>福<br>祉<br>事<br>務<br>所 | 北秋田地域振興局大館福祉環境<br>(北福祉事務所) | 〒018-5601<br>大館市十二所字平内新田237-1 | 0186-52-3951 | 小坂町、上小阿仁村        |
|                            | 山本地域振興局福祉環境部<br>(山本福祉事務所)  | 〒016-0815<br>能代市御指南町1-10      | 0185-55-8020 | 藤里町、三種町、<br>八峰町  |
|                            | 秋田地域振興局福祉環境部<br>(中央福祉事務所)  | 〒018-1402<br>潟上市昭和乱橋字古開172-1  | 018-855-5175 | 五城目町、八郎潟<br>町、   |
|                            | 平鹿地域振興局福祉環境部<br>(南福祉事務所)   | 〒013-8503<br>横手市旭川一丁目3-46     | 0182-32-3294 | 美郷町、羽後町、<br>東成瀬村 |